

令和8年度 带状疱疹予防接種実施要領(医療機関用)

この予防接種は予防接種法に基づく定期予防接種(B 類疾病)となります。実施詳細につきましては、小冊子「B 類疾病予防接種ガイドライン」でご確認の上実施してください。

実施期間 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)まで

(注意) 組換えワクチン「シングリックス」を用いて接種する場合、2回で接種完了となります。2回目が実施期間を過ぎた場合、公費となりませんので、期間内に2回目を終了するようご注意ください。

対象者 飯塚市、嘉麻市、桂川町に住所(住民票登録)を有する者で下記に該当する方

- ① 令和8年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方。
(ただし、65歳以外の年齢の方については、5年間の経過措置の対象者。100歳より上の方を対象とした経過措置は令和7年度で終了しました。)

65歳:昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生

70歳:昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生

75歳:昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生

80歳:昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生

85歳:昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生

90歳:昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生

95歳:昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生

100歳:大正15年4月2日～昭和2年4月1日生

- ② 接種日時時点で60歳以上65歳未満の方でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に、日常生活動作がほとんど不可能な程度の障がいがある方(身体障がい者手帳(以下「身障手帳」という)1級程度)(注1～注3)

注1) 高齢者インフルエンザ等の対象者とは異なり、対象となるのはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいを有する者に限られます。

注2) 身障手帳の提示や証明書(主治医の診断書・意見書)の提出により対象者であるか判断してください。

注3) 身障手帳をお持ちの場合は、予診票下部の「※60歳～65歳未満の場合」のところに手帳番号をご記入ください。

身障手帳をお持ちでない場合は、証明書(主治医の診断書・意見書)を添付してください。証明は、接種を希望する対象者のかかりつけ医師が行うことができます。その際には、配布資料の「予防接種B類の対象となる60歳～64歳の障がい者1級程度の障がいについて」に沿って、該当の有無を判断してください。

接種回数

	乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」	組換えワクチン「シングリックス」
接種回数/接種方法	1回/皮下接種	2回/筋肉内接種
接種量	0.5ml	0.5ml/回
接種間隔		通常2か月以上の間隔において2回接種。ただし、病気や治療により、免疫の機能が低下した、または低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合医師が認めれば、間隔を1か月に短縮できます。
接種できない方	病気や治療によって、免疫が低下している方	免疫の状態にかかわらず接種可能
接種に注意が必要な方	輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後3か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後6か月以上において接種してください。	血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方は接種後接種部位の圧迫を長めに行ってください。

(注意) 接種期間内において定期接種の規定回数を超えた場合は、全額自己負担になります。

接種費用(自己負担金) 各医療機関は以下の金額を自己負担金として徴収してください。

- 乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」：2,500円
- 組換えワクチン「シングリックス」：6,500円/回

(ただし、飯塚市、嘉麻市、桂川町以外の方はお住いの市町村ごとに接種料金、自己負担金が異なる場合がありますので、各市町村もしくは福岡県医師会のホームページでご確認ください。)

減免対象者 上記対象者①②のうち、次の方は自己負担金が免除され、無料になります。

減免対象者	飯塚市	桂川町	嘉麻市
生活保護世帯	医療カードの提示の者	診療依頼書の提示の者	印鑑登録証兼医療カードの提示の者
	(予診票下段にケース番号記入)		
市町民税非課税世帯 (世帯全員が該当する場合のみ)	①市町発行の非課税世帯であることがわかる証明書等持参の者 (予診票下段にチェックし、原本を予診票添付)		
	②介護保険施設入所者であれば、介護保険負担限度額認定証 (介護保険負担限度額認定証であればコピーを予診票に添付)		
			③介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書

【注意】 市町民税非課税世帯の証明については、令和8年度の税が確定するまでの4月、5月の接種の方は、令和7年分の証明書となります。带状疱疹予防接種で2回接種を選択された方は、6月をまたぐ場合、2回目は令和8年用を新たにとっていただく必要があります。
③の介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書は嘉麻市のみです。令和8年度用は6月中旬に発送されますので、それまでは令和7年度分をご確認ください。

注意点

- ① 自己負担金の免除の確認は、各医療機関窓口で行ってください。
- ② 生活保護の方は予診票下段にケース番号(医療カード・診療依頼書の番号)を記入、非課税世帯の方は、予診票下段のチェックと証明書(非課税世帯であることがわかる証明書原本または介護保険負担限度額認定証写し)を添付してください。(記入がない場合は、一般分として委託料が算出されますのでご注意ください)
- ③ 対象者①②のうち、生活保護世帯、非課税世帯に属する方が減免の対象です。身障手帳1級程度の日常生活状態に該当する方も、自己負担金が一般か減免かの確認をしてください。
- ④ 非課税世帯であることがわかる証明書はその年の1月1日時点の住所地で交付するため、転入者の方の場合、非課税世帯であることがわかる証明書が現住所と違う市町村で交付されている場合があります。
- ⑤ 接種費用を支払った後に非課税世帯と判明した場合、市・町で払い戻しはできません。

接種不可者

- 当日の接種不可も市町の公費負担の対象となります。
- 接種不可は同一人に対して、「1回」のみが公費負担の対象となります。ただし、組換えワクチンを接種される方は、1回目、2回目それぞれ1回のみ接種不可の公費負担の対象となります。

被接種者数の報告

毎月10日までに前月分の予診票(接種券(接種が完了した方分)、非課税世帯がわかる書類等を添付)と実施報告書兼請求書を被接種者の住民票のある市町へ提出してください。

委託料(接種料金)

ワクチンの種類	一般	減免	接種不可
乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」	5,992円	8,492円	3,267円
組換えワクチン「シングリックス」	15,192円	21,692円	3,267円

その他

- ① 1回目に組換えワクチンを接種し、2回目は生ワクチンを接種するといった交互接種は認められていません。
- ② 乾燥弱毒生水痘ワクチンとそれ以外の生ワクチンの接種間隔は27日の間隔を置いてください。
- ③ 医師が特に必要と認めた場合は、その他の生ワクチン以外のワクチンと同時接種が可能です。
- ④ 接種希望者から電話予約があった時に、生活保護世帯は医療カード又は診療依頼書、非課税世帯の方は非課税世帯であることがわかる証明書(施設入所の方は介護保険限度額認定証でも可)を持ってくるようにお伝えください。
- ⑤ 予診票はボールペンで記入してください。
- ⑥ 住所は、住民票のある住所であるかご確認ください。
- ⑦ 接種不相当者、要注意者は「小冊子「B類疾病予防接種ガイドライン」」等で確認してください。
- ⑧ 予診票のワクチン接種年月日と本人サインの日は、必ず同じ日にして下さい。

- ⑨ 医師の署名又は記名押印は、医師の直筆(フルネーム)又はゴム印の場合は押印が必要です。
- ⑩ 高齢者向けの予診票が不足する場合は、事前に医療機関の所在する市町にご連絡ください。

※定期予防接種の対象者以外は、任意接種ですので、市町から配布した予診票は使用できません。

- ⑪ 接種後、高齢者予防接種済証(別添)に必要な事項を記入のうえ、被接種者に交付してください。
- ⑫ 本人が接種を希望する場合に接種を行うことができます。本人が署名できない場合、予診票の本人同意欄の代筆が可能な方は、順番に同居の家族・同居していない家族・身の回りの世話をする施設の職員となります。接種医師、医院の看護師、施設長による代筆はできません。なお、対象者の意思の確認が容易でない場合は本人の意思が尊重されるように十分配慮の上、家族やかかりつけ医の協力を得て接種してください。
- ⑬ 接種対象年齢において、長期に渡り療養を必要とする疾患のため接種ができなかった場合、長期療養特例として接種可能となった日から1年以内に接種することができます。
(事前に申請が必要となります。)

接種券の対応

接種対象者へは、接種券を郵送します。

接種券には、下記のような接種記録欄を設けていますので、以下の対応をお願いします。

【医療機関確認欄】 接種ワクチン・接種回数をチェックください。

<input type="checkbox"/> 生ワクチン	<input type="checkbox"/> 1回目	医療機関名
<input type="checkbox"/> 組換えワクチン	<input type="checkbox"/> 1回目 ・ <input type="checkbox"/> 2回目	

この医療機関確認欄で、組換えワクチンの場合は、1回目か2回目の確認をお願いします。

医療機関窓口で、対象者であることを確認し、接種が完了した際は、を記入し、医療機関にて回収をお願いいたします。

回収した接種券は接種完了時(生ワクチンの場合は1回目、組換えワクチンの場合は2回目)の請求の際に予診票に添付し市町へご提出ください。

問い合わせ先 ※接種者の住民票のある市町にお問い合わせください。

飯塚市	健幸保健課	地域保健係	TEL0948-96-8615
嘉麻市	健康課	健康推進係	TEL0948-42-7430
桂川町	健康福祉課	健康推進係	TEL0948-65-0001